

令和 5 年 5 月

第 3 回人吉市議会（臨時会）議案

人 吉 市

令和5年5月第3回人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件名
議第42号	専決処分の承認を求めるについて（令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第13号））
議第43号	専決処分の承認を求めるについて（令和4年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号））
議第44号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
議第45号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第46号	専決処分の承認を求めるについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第47号	専決処分の承認を求めるについて（令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第1号））
報第 3号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第 42 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 3 号 令和 4 年度 人吉市一般会計補正予算（第 13 号）
(令和 5 年 3 月 29 日専決)

令和 5 年 5 月 16 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第13号）

議第 43 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 4 号 令和 4 年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
(令和 5 年 3 月 29 日専決)

令和 5 年 5 月 16 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 29 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 4 年度 人吉市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第44号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第5号 人吉市税条例の一部を改正する条例

（令和5年3月31日専決）

令和5年5月16日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第22号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」の次に「等」を加え、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合において」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項から第12項までの規定中「第26項」を「第25項」に改め、同条第13項中「第33項」を「第32項」に改め、同条第14項中「第34項」を「第33項」に改め、同条第15項中「第39項」を「第38項」に改め、同条第16項中「第43項」を「第42項」に改め、同条第17項中「第44項」を「第43項」に改め、同条第19項を次のように改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、同条第11項中「第13項」を

「第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

1 1 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規

定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第7項」を「第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月」を「令和8年3月」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とある

のは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第8項」を「第4項」に、「三輪」を「3輪」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月」を「令和7年3月」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき人吉市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について

適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の人吉市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 45 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和 5 年 3 月 31 日専決）

令和 5 年 5 月 16 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第23号

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「第33項」を「第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「第34項」を「第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「第39項」を「第38項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「第44項」を「第43項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の人吉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議第 46 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 7 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和 5 年 3 月 31 日専決）

令和 5 年 5 月 16 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第24号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第24条の2中「第25条の2」の次に「第1項」を加える。

第25条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第47号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第8号 令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
(令和5年4月28日専決)

令和5年5月16日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 28 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 5 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）

報第3号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第2号 損害の賠償について

（令和5年3月24日専決）

令和5年5月16日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額

1,157,299円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

